

厚科審第10号  
令和3年3月2日

厚生労働大臣  
田村憲久殿

厚生科学審議会長  
福井次矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2  
第1項の規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業の  
振興指針の改正について（答申）

令和2年9月15日付厚生労働省発生食0915第6号をもって諮問のあった、  
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2第1項の  
規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業の振興指針を定めるこ  
とについては、別紙のとおり結論を得たので、答申する。